

基金情報

No. 149

平成26年6月号

発行：東日本硝子業厚生年金基金

〒130-0026 東京都墨田区両国4丁目36番6号 ガラス会館3階

Tel 03-3633-6445 FAX 03-3633-7125

ホームページ <http://www.glskkn.com>

平成26年度・主要事業概況

事 項	5月末数	対前月増減数	事 項	5月末数(累計)	
事業所数(件)	217	0	年金掛金	調定額(円) 163,468,720	
加入員数(人)	男子	4,267	0	取納額(円) 162,929,990	
	女子	2,150	2	取納率 99.67%	
	計	6,417	2	事務費掛金調定額(円) 3,816,812	
平均標準給与月額(円)	男子	334,721	-463	資産運用	信託資産額(時価) 281億0,239万円
	女子	231,528	-384		修正総合利回り 0.29%
	計	300,146	-458		ベンチマーク差 -0.29%
受給者数(人)	6,396	3	慶弔金の支給件数・金額	14件23万円	
平均年金額(円)	526,325	622	年金相談件数	203件	

適用関係

賞与の届出をお忘れなく！

被保険者(加入員)に賞与を支給した場合は、支払日から5日以内に「賞与支払届」と「賞与支払届総括表」を年金事務所・健康保険組合・厚生年金基金へご提出ください。(届出用紙がお手元がない場合は当基金までご連絡ください。)

- 賞与支払予定月に賞与支給がなかった場合「賞与不支給」として「賞与支払届総括表」のご提出が必要となります。
- 賞与支払予定月の変更・削除には届出が必要となります。その際は、各所へお問合せください。
- 70歳以上の被用者(加入員)へ賞与を支給した場合も、「賞与支払届」の提出が必要となります。(※年金事務所・基金への70歳以上被用者の届出は、通常の届出と異なりますので、ご注意ください。届書が必要な場合は、各所へご連絡ください。)

賞与支給にかかる保険料(掛金)について

賞与支給にかかる保険料(掛金)は、厚生年金保険・健康保険組合・厚生年金基金それぞれの保険料(掛金)料率を標準賞与額に乗じて算出します。

(事業主と被保険者(加入員)折半)平成26年7月現在

厚生年金保険：1000分の133.20

厚生年金基金：1000分の38

*健康保険組合の料率につきましては、ご加入の健康保険組合へお問合せください。

【育児休業等期間中の場合】

育児休業を取得されている方の場合、育児休業を開始した日の属する月から育児休業が終了する日の翌日の属する月の前月まで保険料(掛金)が免除されますので、賞与においても同様の取扱いとなりますが、*資格喪失の前日までに支給された賞与については、育児休業中の方も「賞与支払届」の提出は必要となりますので、ご注意ください。

【資格喪失月に賞与が支給された場合】

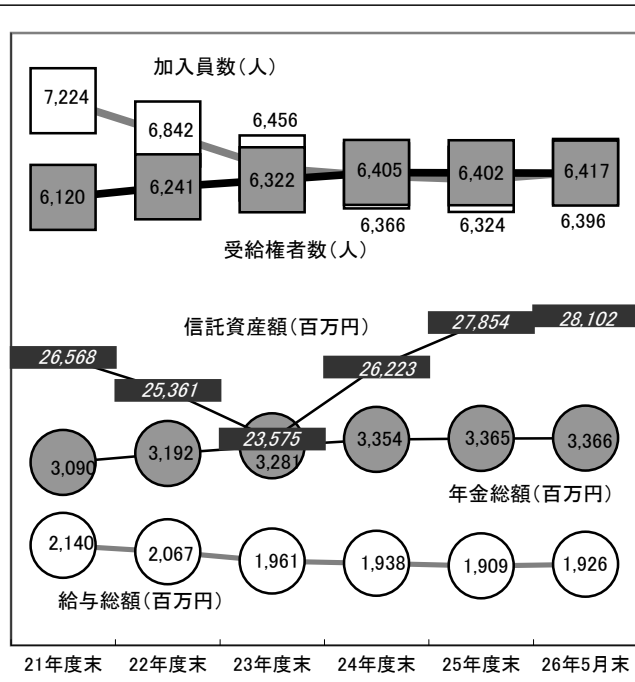
資格喪失月に支給された賞与に対しては、賞与支給日が喪失日の前でも後でも保険料(掛金)は発生しません。ただし、*資格喪失日の前日までに支給された賞与については、「賞与支払届」の提出が必要です。

*退職日が月末の場合、喪失日が翌日となるため注意が必要です。

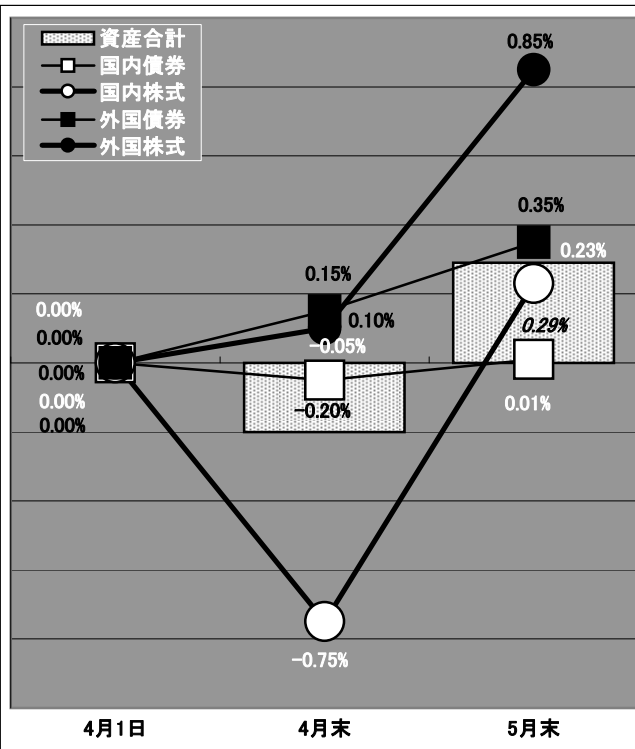
(例)賞与支払日：7月10日の7月分の保険料(掛金)と届出

- 資格喪失日：7月5日(退職日：7月4日) → 保険料(掛金)：無 届出：無
- 資格喪失日：7月20日(退職日：7月19日) → 保険料(掛金)：無 届出：有
- 資格喪失日：8月1日(退職日：7月31日) → 保険料(掛金)：有 届出：有

主要事業の推移



年金資産の運用状況・修正総合利回り<平成25年度>



7月の予定

15日 告知書(6月分)発送

※ 7月分の適用関係書類の切は8月7日です。

【お願い】

当「基金情報」を加入員の方々が閲覧いただけるよう
ご配慮のお願いいたします
ホームページでもご覧いただけます
当「基金情報」をホームページに掲載しています
創刊号から直近号までご覧いただけます
加入員の方も職場や家庭でぜひお読みください
<http://www.glskkn.com>

【慶弔金の種類】

- ◇ 弔慰金 (加入期間5年以上の加入員が死亡したとき)
- ◇ 結婚祝金 (加入期間3年以上の加入員が結婚したとき、または加入期間3年以上の女子加入員が資格喪失後3ヶ月以内に結婚したとき)

【給付金額】

- ◇ 弔慰金 (遺族へ支給)
加入期間 5年以上10年未満・・・5万円
加入期間 10年以上・・・10万円
- ◇ 結婚祝金 (加入員本人へ支給)
加入期間 3年以上・・・1万円

【請求手続】

事業主を通じて当基金所定の請求書により請求 (請求書は当基金のホームページからダウンロードできます)

【権利の消滅】

慶弔金を請求する権利は、その支給事由が発生した日から2年以内に行使しないときは消滅します
* 詳しい内容につきましては、当基金へご確認ください

年金の確実な支給のために

住所や氏名の変更があった場合、当基金や連合会へご連絡が無い場合、裁定請求書がご本人に届かず、年金支給ができないことがあります。この様なことを防ぎ、年金を確実に支給するために、ご退職される方へ住所や氏名に変更があった場合は当基金や連合会に必ずご連絡する様、お知らせ願います。

事業主の皆様、加入員の皆様にはご協力の程よろしくお願ひ申し上げます。(将来、連合会から年金支給される方の住所・氏名変更につきましても、当基金へご連絡いただいても結構です。)

年金相談についてのお願ひ

従来、電話でもお答えしておりました年金額などのご相談につきまして、個人情報保護を目的から書面にて回答させていただきます。事業所のご担当者の方など第三者の方からお問合せいただく場合には、お手数ですが委任状をご提出ください。

掛金は完納しましょう

掛金の納付は便利な口座振替をご利用ください。

毎月、月末に自動引き落としとなります。
納め忘れもなく、振込手数料もかからず手続きも簡単です。
《口座振替銀行》
みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、東京都民銀行、東京東信用金庫

このほか、りそな決済サービスを利用することにより、他の都市銀行、信託銀行、地方銀行、第二地方銀行、信金、労金、ゆうちょ銀行、信用組合(※)、農業協同組合(※)などの金融機関からでも口座振替を行うことができます。(振替日は28日となります。)(※)一部の金融機関は除きます。
詳しくは当基金までお問合せください。

* 6月分の掛金納入期限は、平成26年7月31日となりますので、ご協力を願ひいたします。

設立事業所の異動(規約変更関係等)・5月処理分

異動区分	事業所名	異動内容(新)	適用年月日
代表者変更	第一硝子工業株	中島 弘記 氏	H26. 4. 30